

新型コロナウイルス感染症対応マニュアル (学童保育事業)

特定非営利活動法人あそぼらいつ

(令和4年8月作成)

令和4年9月

目次

1. 基本的な感染症対策	・・・ 1
(1) 感染源の把握	・・・ 1
(2) 感染を拡大させないこと	・・・ 1
2. 集団感染のリスクへの対応	・・・ 5
(1) 「密閉」の回避（換気の徹底）	・・・ 5
(2) 「密集」の回避（身体的距離の確保）	・・・ 5
(3) 「密接」の場面への対応（マスクの着用）	・・・ 6
3. 保護者との連携	・・・ 7
4. 職員の感染症対応	・・・ 7
5. 活動場面ごとの感染症予防対応	・・・ 7
(1) 登所	・・・ 8
(2) 自由あそび	・・・ 8
(3) 宿題	・・・ 9
(4) 昼食・おやつ	・・・ 9
(5) 降所・お迎え時の対応	・・・ 10
(6) 行事等	・・・ 10
(7) 親の会等	・・・ 10
6. 感染者等が発生した場合の対応	・・・ 11
(1) 子どもの感染者が発生した場合	・・・ 11
(2) 臨時休所等	・・・ 11
(3) その他	・・・ 11
7. 体験活動等 他事業所が交わるイベント等の中止判断基準	・・・ 11
8. 具体的な対応	・・・ 13

1. 基本的な感染症対策

(1) 感染源の把握<通常保育>

- ・必要に応じて学校での子どもの健康状態を把握するなど、情報共有に努めます。

<土曜日及び1日保育>

- ・発熱や風邪症状がある場合には自宅での休養を促し、無理して登所しないよう働きかけます。
- ・登所前に自宅にて検温し、検温カードに記入したものを受領します。

【共通事項】

- ・登所時には、子どもの検温結果及び健康状態を把握します。
- ・自宅で検温や健康観察等が十分に行えない子どもに対しては、学童クラブで適切に支援します。
- ・登所後に発熱や風邪症状を確認した場合は速やかに保護者に連絡し帰宅させます。

(2) 感染経路を拡大させないこと

新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染します。閉鎖空間で、近距離で多くの人と会話するなどの行為では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされています。感染経路を絶つためには、①手洗い、②咳エチケット、③消毒が大切です。

飛沫感染： 感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染することを言います。

接触感染： 感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で目や鼻、口を触ると粘膜から感染することを言います。

新型コロナウイルスの感染経路として
飛沫感染のほか、**接触感染**に注意が必要です。

人は、“無意識に”顔を触っています！



そのうち、目、鼻、口などの**粘膜**は、
約**44パーセント**を占めています！

(参考文献)

Yen Lee Angela Kwok, Jan Galton, Mary-Louise McLaws. Face touching: A frequent habit that has implications for hand hygiene. Am J Infect Control.2015 Feb 1; 43(2):112-114
(<https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC7115329/>)

①手洗い

接触感染の仕組みについて子どもたちに知らせ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導するとともに、接触感染を避ける方法として、手洗いを徹底させます。

様々な場所にウイルスが付着している可能性があるため、外から室内等に入る時やトイレの後、昼食・おやつの前や、活動の前など、こまめに手を洗うことが重要です。手洗いは30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗います。また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないように指導し、施設内ではペーパーハンドタオルを使用します。

登所したら、まず手洗いを行うよう指導します。手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いられるものですので、基本的には流水と石けんでの手洗いを指導します。

石けんやアルコールを含んだ手指消毒薬に過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合は、流水でしっかり洗うなどして配慮を行います。

石けんやハンドソープを使った丁寧な手洗いを行ってください。



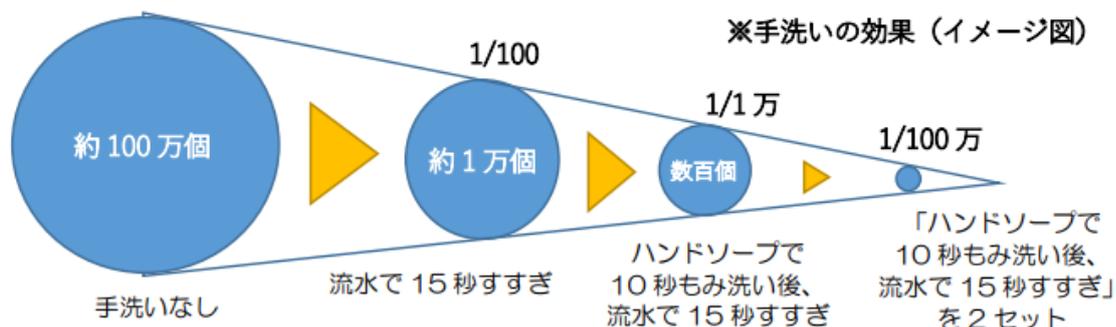
手洗いを丁寧に行うことで、十分にウイルスを除去できます。さらにアルコール消毒液を使用する必要はありません。

手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約100万個
石けんやハンドソープで10秒もみ洗い後流水で15秒すすぐ	1回	約0.01% (数百個)
	2回 繰り返す	約0.0001% (数個)

(森功次他：感染症学雑誌、80:496-500,2006 から作成)

手洗いのすすめ

水とハンドソープで、ウイルスは減らせます！



手洗いの 6 つのタイミング

外から室内に入るとき



咳やくしゃみ、鼻を
かんだとき



昼食・おやつ
の前後



掃除の後



トイレの後



共有のものを
触ったとき



正しい手の洗い方

手洗いの
前に

・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう

1



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

2



手の甲をのぼすようにこすります。

3



指先・爪の間を念入りにこすります。

4



指の間を洗います。

5



親指と手のひらをねじり洗いします。

6



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、
清潔なタオルやペーパータオルで
よく拭き取って乾かします。

首相官邸 
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省 
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索



②咳エチケット

咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。

3つの咳エチケット 電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



③消毒

室内やトイレなど子ども等が利用する場所のうち、特に多くの子ども等が手を触れる箇所（座卓、ドアの取手、手すり、蛇口など）は、1日1回、消毒液（次亜塩素酸ナトリウムや消毒用エタノール等）を浸した布巾やペーパータオルで拭く、または消毒用エタノールを散布します。

※次亜塩素酸ナトリウムを含む商品例として、ハイター、ブリーチ、ピューラックス等があります。

※次亜塩素酸ナトリウムは、手洗い後の手指の消毒には使えません。

参考 0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が変わりますので、以下を参考に決めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター	水 1 L に本商品 25 mL (商品付属のキャップ 1 杯)
	キッチンハイター	水 1 L に本商品 25 mL (商品付属のキャップ 1 杯)
カネヨ石鹸	カネヨブリーチ	水 1 L に本商品 10 mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
	カネヨキッチンブリーチ	水 1 L に本商品 10 mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
ミツエイ	ブリーチ	水 1 L に本商品 10 mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
	キッチンブリーチ	水 1 L に本商品 10 mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

【注意】
●使用にあたっては、商品パッケージやHPの説明をご確認ください。
●上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
表に無い場合、商品パッケージやHPの説明にしたがってご使用ください。

2. 集団感染のリスクへの対応

新型コロナウイルス感染症では、以下の3つの条件（3つの密「密閉」、「密集」、「密接」）が重なる場で、集団感染のリスクが高まるとされています。

この3つの条件が同時に重なる場を避けることはもちろんですが、3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り「ゼロ密」を目指すことが望ましいとされます。

①換気の悪い
密閉空間



②多数が集まる
密集場所



③間近で会話や
発声をする
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。

(1) 「密閉」の回避（換気の徹底）

換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合は30分に1回（5分程度）実施します。2方向の窓やドアを同時に開けて行うようにします（対角線上の窓等を開けると換気がスムーズに行われます）。

エアコンは室内の空気を循環しているのみで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気は必要です。

窓からの換気と併せて、サーキュレーター等、空気清浄機を使用します。

(2) 「密集」の回避（身体的距離の確保）

「新しい生活様式」では、人との間隔は、できるだけ2メートル（最低1メートル）空けることを推奨しています。学童クラブは「3つの密」となりやすい場所であり、可能な限り身体的距離を確保することが重要です。座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換

気を組み合わせるなど、現場の状況に応じて柔軟に対応します。ただし、子どもの意思や気持ちに配慮しつつ「外あそび」や「室内あそび」の時間をずらすなどして、広い空間での活動を工夫して行います。

(3) 「密接」の場面への対応（マスクの着用）

①マスクの着用について

活動においては、近距離での会話などから飛沫を飛ばさないよう子ども等は、基本的には、常時マスクを着用します。

ただし、次の場合には、マスクを着用する必要はありません。



- 1) 十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクの着用は必要ありません。
- 2) 気温・湿度や暑さ指数が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、必要に応じてマスクを外して活動します。

※夏期の気温・湿度や暑さ指数が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。マスクを外す場合には、できるだけ身体的距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮をすることが望ましいですが、熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先します。

※マスクの取り外しについては、活動の態様や子ども等の様子なども踏まえ、現場で臨機応変に対応することが重要です。

正しいマスクの着用



②マスクの取扱いについて

マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外し、手指にウイルス等が付着しないよう、なるべくマスクの表面には触れず、内側を折りたたんで清潔なビニールや布等に置くなどして清潔に保ちます。

マスクを外した時に入れるビニール袋等や替えのマスクの持参をお願いすることもあります。

マスクを破棄する際も、マスクの表面には触れずにビニール袋等に入れて、袋の口を縛って密閉してから専用のごみ箱に廃棄します。

3. 保護者との連携

以下のことについて、保護者に協力を依頼しておくことが大切です。

- ・登所前に自宅等にて、子どもの健康観察（検温や風邪症状等の確認）の実施。
- ・発熱や風邪の症状が認められる場合は、登所せず自宅での休養。
- ・原則、子どもには自宅を出る時点から帰宅するまでマスクの着用。
- ・学童クラブからの連絡が常にとれる体制。
- ・学童クラブにて発熱や風邪症状を確認した際には、速やかなお迎え。
- ・子どもが濃厚接触者となる可能性が生じた場合等に熊野市福祉事務所等関係機関への報告の承諾。

4. 職員の感染症対応

- ・手洗い、マスク等の着用、自己の健康管理といった感染症対策を一層、徹底すること。
- ・出勤前に自宅にて検温等の健康観察を行い記録するなど適切な健康管理に努めること。発熱や風邪症状がある場合は無理せず自宅で休養すること。
- ・会議等を行う時は、換気をしつつ、可能な限り他者との間隔を確保（おおむね1～2メートル）し、会話の際は、できるだけ真正面を避けるなど、3つの密（「密閉」、「密集」、「密接」）を可能な限り避けること。

5. 活動場面ごとの感染症予防対応

【共通事項】

- ・室内では、可能な限り常時、2方向の窓（やドア）を同時に開けて換気するとともにサーキュレーター等や空気清浄機を使用します（エアコン使用時であっても定期的な換気は必要）。＜2（1）参照＞
- ・職員は飛沫飛散防止としてマスクを着用し、子どもまでの距離（おおむね1～2メートル）を可能な限り確保します。
- ・子どもは、常時マスクを着用します。特に近距離での会話や発声が必要な場面では、適切に換気を実施した上で、マスクの着用を徹底します。

- ・気候による熱中症の発生が危惧される場合や子どもの健康状態により、マスクを外してもかまいません。ただし、換気・子ども等の中に十分な距離を保つなど配慮します。＜2

(3) ①参照＞

- ・熱中症予防のため、マスクの着用時は十分な水分補給を行います。
- ・物品（おもちゃなど）の共有を避けることが難しい場合は、適切な消毒や使用前後の手洗いを徹底します。
- ・流水と石けんで手を洗い、施設内ではペーパーハンドタオルを使用するように指導します。
- ・手洗い場やトイレに子どもが密集しないよう、導線を指示しておくなど工夫します。手洗いの時間が集中しないようタイミングをずらす、距離を保つようにテープを貼るなどの工夫をします。
- ・視覚的に理解しやすいように新型コロナウイルス感染症対策の掲示物を作成し、掲示します。

(1) 登所

- ・必要に応じて学校での子どもの健康状態を把握するなど、情報共有に努めます。
- ・昇降口及び通用門では密集にならないよう工夫します。
- ・バス等での登所の際には、手指消毒を行い、窓を開け換気を行い、車内ではマスクを着用します。
- ・登所したら、手洗いをを行います。＜1 (2) ①参照＞

(例) 室内の入口に「ただいまの次は手洗い」の掲示物を掲示し、注意喚起をします。

- ・うがいは飛沫飛散防止のため行いません。
- ・登所時、体温を測定し検温カードに記録します。
- ・基本的には非接触型体温計を使用します。
- ・体温計は使用ごとにアルコール消毒します。
- ・体調不良者を確認したときは、保護者に連絡して、お迎えに来ていただくよう働きかけます。

(2) 自由あそび

- ・室内あそびでは、飛沫を飛ばさないよう、マスクの着用を徹底します。
(近距離での会話や発声が必要な場面など)
- ・密集、子ども同士の体が接触するようなあそびは、可能な限り配慮します。

(例) 密集する場合は、机2台を合わせて距離を保つなど配慮します。

- ・物品（おもちゃなど）を使用する場合は、子どもへの使用前後の手洗いを促します。
- ・おもちゃ類は、定期的に消毒し、殺菌します。

- ・外あそびは、マスクの着用は必要ではないが、その際は、子ども等の中に十分な距離を保つなどの配慮をします。＜2（3）①参照＞
- ・3つの密（「密閉」、「密集」、「密接」）を避けるためにも、あそび場所を確保し、周辺の公園や学校等の施設利用も考慮します。
- ・人数制限をして、少ない人数で行います。
- ・時間差や、グループごと等で行います。
- ・自由あそびの後は、手洗いを行います。

（3）宿題

- ・子どもの座席間に可能な限り距離を確保します。
- ・対面とならないように工夫します。＜座席配置（例）＞

（例）

- ・人数制限をして、少ない人数で行います。
- ・時間差や、グループごと等で行います。

＜座席配置（例）＞



（4）昼食・おやつ

- ・喫食の前後は、使用する座卓を消毒します。
- ・子どもの座る位置は、基本固定するか、通常と異なる場合は写真にて記録します。写真は最低4日間保存します。
- ・子どもの座席間に可能な限り距離を確保します。
- ・対面とならないように工夫します。＜座席配置（例）＞

（例）

- ・人数制限をして、少ない人数で行います。
- ・時間差や、グループごと等で行います。
- ・全ての子どもが昼食・おやつ前に手洗いを徹底します。
- ・手洗い場が密集しないように注意します。＜5【共通事項】参照＞
- ・喫食時は、飛沫飛散防止のため、できるだけ会話は控え、静かに食べます。

(例)

- ・喫食後は、すぐにマスクを着用します。

(5) 降所・お迎え時の対応

- ・マスクを着用し、必要に応じてアルコール消毒、保護者との距離を確保します。
- ・子どもの降所後、直接手に触れる座卓、ドアの取手、手すり、蛇口、おもちゃ等及び、施設内の消毒を実施します。＜ 1 (2) ③参照＞

(6) 行事等

- ・狭い空間や密室状態での、飛沫が飛ぶような内容、身体の接触が伴う活動は、可能な限り控えます。
- ・換気をした状態で、身体的距離を確保して行います。
- ・3つの密（「密閉」、「密集」、「密接」）を避けるためにも、場所を確保し、周辺の公園や学校等の施設利用も考慮します。
- ・人数制限をして、少ない人数で行います。
- ・時間差や、グループごと等で行います。
- ・手に触れる教材・おもちゃ等の使用前後は、子ども等の手洗いを徹底します。
- ・施設外保育において、集団での歩行は、密接とならないように配慮します。
- ・掃除は、換気の良い状況のもと、マスクをした上で、実施します。終了後は、手洗いを徹底します。

(7) 親の会等

- ・3つの密（「密閉」、「密集」、「密接」）が同時に重ならないよう、実施にあたっては工夫します。

(例) 事前に出欠をとり、人数を把握して開催方法を考えます。

(例) 感染状況に応じて書面評決等を実施します。

(例) 間隔をあけて座ってもらいます。

- ・役員会は、議題内容を見直し、短時間で実施します。
- ・保護者には、マスク着用を促します。
- ・学童クラブ入口付近に手指用アルコール消毒液の設置や手洗いを促すなど感染防止に努めます。

6. 感染者等が発生した場合の対応

(1) 子どもの感染者が発生した場合

- ・子どもの感染が判明した場合には、医療機関→本人（保護者）→学童クラブと連絡がいきます。
- ・熊野市福祉事務所と協力・情報連携します。
- ・学校の出席停止期間中は、学童クラブも登所できません。
- ・長期休業期間中においては、熊野市福祉事務所に報告し、指示に従い対応します。

(2) 臨時休所等

- ・子どもや教職員の感染が判明した場合には、当該学校は熊野市教育委員会の指示により学級、学年閉鎖や臨時休校の決定をしますが、学童クラブの対応についてはその決定を受け、熊野市福祉事務所に報告し、指示に従い対応します。
- ・学童クラブ内において感染が確認された場合には、熊野市福祉事務所に報告し、指示に従い対応します。

(3) その他

- ・子どもや子どもの同居家族、学童保育職員等のPCR等検査受検に関する情報は個人情報保護及び風評被害防止の観点から、その取扱いに留意し、外部に伝えません。
- ・学童クラブ内で感染が確認されたが、職員が濃厚接触者と特定されず行政検査の対象外とされた場合、または、職員が発熱等の症状がある場合、PCR検査（唾液検査方式）を受検する制度があります。

7. 体験活動等 他事業所が交わるイベント等の中止判断基準

※学童保育の特性上、事業所単位を基本とし、判断します。

- (1) 複数事業所が、実施日の前4日間（実施日含む5日前）、出席児童及び出勤職員に新型コロナウイルス感染症の陽性者・濃厚接触者・発熱等新型コロナウイルス感染症を疑う体調不良者が発生した場合は、中止または延期とします。

(例)

- ・井戸事業所、有馬事業所、金山事業所、森のがくどうの計4事業所が参加のドッチボール大会を8月30日に開催予定。8月27日に出席していた井戸事業所の1名、有馬事業所の2名が発熱。ドッチボール大会は延期と判断した。

(例)

- ・高学年活動で、各事業所の4・5・6年生を対象に8月30日にラフティングを開催予定。8月27日に出席していた井戸事業所1年生と有馬事業所3年生が発熱。ラフティングは延期と判断した。

8月26日	8月27日	8月28日	8月29日	8月30日
前4日	前3日	前2日	前1日	0日
	井戸・有馬 発熱者			実施日

- (2) 1事業所が、実施日の前4日間（実施日含む5日前）、出席児童及び出勤職員に新型コロナウイルス感染症の陽性者・濃厚接触者・発熱等新型コロナウイルス感染症を疑う体調不良者が発生した場合は、当該事業所においては中止または延期とします。

(例)

- ・井戸事業所、有馬事業所、金山事業所、森のがくどうの計4事業所が参加のドッチボール大会を8月30日に開催予定。8月27日に出席していた井戸事業所の1名が発熱。井戸事業所はドッチボール大会に参加しないと判断した。
- ・高学年活動で、各事業所の4・5・6年生を対象に8月30日にラフティングを開催予定。8月27日に出席していた井戸事業所1年生が発熱。井戸事業所の高学年はラフティングに参加しないと判断した。

8月26日	8月27日	8月28日	8月29日	8月30日
前4日	前3日	前2日	前1日	0日
	井戸 発熱者			実施日

※ただし、事業所内において児童及び職員の発熱等新型コロナウイルス感染症を疑う体調不良者が発生した場合でも、感染経路に関連がない場合や、その他の子ども等に感染が広がっている恐れのない場合については実施します。

- (3) 熊野市の直近3日間の1日の感染者の発表者数が、10人以上の場合は中止とします。
- (4) 遠方で行われるイベントでは、当該施設が閉鎖となっている場合は中止または延期とします。
- (5) 三重県または目的地県に緊急事態宣言が発令されている場合は中止とします。
- (6) 三重県または目的地県が特定（警戒）都道府県に該当する感染状況となった場合は中止とします。

8. 具体的な対応

1. 登所児童及びその家族、職員で濃厚接触者が発生及び陽性者が発生したら、まず直所属長から常務理事会、本会理事長その後熊野市福祉事務所へ連絡する。

① 検査結果が出るまでの対応

- 1) 当該濃厚接触者に症状があるかないかの確認
症状が出た日が発症日
無症状で陽性になった場合は検査日が発症日
- 2) 濃厚接触者が登所（出勤）した最終日の確認
発症日を含めた3日前までが接触対象（2日間さかのぼる）
- 3) 接触対象となった日の行動確認、および接触者の特定
接触者の特定については、おやつ・食事等マスクを外した状態で手の触れる距離にいた者を基本とする
おやつ・食事の際には職員は毎回携帯にて写真を撮って児童の配置を記録する
- 4) 接触者の名簿を作成

2. 当該者の検査結果が出た後の対応

① 陰性の場合

- 1) 特段の対応は必要とせず、経過観察とする
当該児童・職員の症状確認
自宅待機（保健所より指示）の日数確認
家族の労をねぎらう。

② 陽性の場合

- 1) 当該者から連絡を受ける。
まずは、家族の労をねぎらう。（精神的な負担がとても大きい）
今後の世帯への連絡窓口の確認
他の保護者への情報発信の許可を取る 関係機関との連携の許可を取る
5. の聞き取りシートに沿って聞き取る
- 2) 施設内、おもちゃ、バス等の消毒作業
接触対象となった日の行動確認により、消毒を実施
- 3) 休業措置の対応
臨時休業については、学童保育の特性を考慮し、事業所単位を基本とし、熊野市福祉事務所の判断を受け実施する。なお、期間については保健所及び行政と相談の上、決定し、理事会及び親の会会長へ報告する。
- 4) 保護者への連絡
・全登所児童に対して
平日の場合は即日。土日の場合は一報と詳細に分ける。
(感染者発生、消毒等（日常からも含め）の実施、閉所の連絡、感染対策への協力、人権的な配慮 等) を文章または まちこみメール等で連絡

→結果判明の後、直ちに対応できるよう事前に準備を

5) 学童クラブ関係接触者の対応

- ・濃厚接触者は、自宅待機とし、保健所の指示に従う。

3. 大切なこと

- ・さまざまな情報に惑わされず、冷静に対応する
特に、職員が「うわさ」等を鵜呑みにしない
公的な情報を信用しないような発言をしない
→公的な情報は、科学的な知見に基づいた対応となっている
- ・当該の家族等の精神的な負担はかなり大きいことを常に踏まえる
→保護者との信頼関係の構築
- ・状況に応じた臨機応変な対応の必要性、関係機関との連携

4. 日常的な取り組み・改善すべき点

- ・メリハリの利いたマスクの着用を指導。熱中症対策のためマスクを外す際にも、人との距離が近い場合には、マスクの着用を厳重に呼びかける。
- ・換気の徹底については外気を取り入れ、サーキュレーター等を用いて実施する。
- ・食事の際にはグループに分け、部屋を分けて、黙食を徹底する。それが困難な場合には、時間差を設ける。対面での食事は行わず手の触れる距離での飲食は行わない。
- ・子ども及びその同居家族の体調不良、発熱、検査の受診等があった際には、速やかに当法人へ連絡をもらえるよう再度手紙にて呼びかける。
- ・地域での感染状況の正確な情報把握のため行政からの注意喚起等がない場合においても、当法人にて懸念が生じた場合は、熊野市福祉事務所、熊野市教育委員会へ問い合わせ情報の提供を求める。
- ・感染拡大が収束するまでの間、事業所間の交流は控え、土曜日保育においても、合同保育は行わず、井戸事業所、有馬事業所、金山事業所、森のがくどうの各拠点にて保育を行う。
- ・イベント開催基準として、地域の感染状況や濃厚接触の有無をはじめ、具体的に数値を決め運用する。

5. コロナ関連聞き取りシート

対象児童氏名：	回答者（保護者氏名）
記入日：	聞き取り職員：

項 目	回 答
どこの病院でいつ検査を受けられましたか	
なんの検査を受けられましたか ※PCR・抗原	
いつから症状がでましたか	
他に症状のある人はいますか 接触者はおりますか	
他に検査を受ける人はいますか いつ受けますか	
感染経路に心当たりはありますか ※それとなく聞く	
保健所からの指導はありましたか	
保健所からの指導があれば本所にも教えてください	
★本所の対応を関係機関（保健所、役所、学校など）と協議する為、個人情報をお伝えさせていただきます。	
★他の保護者の方に感染した旨をお伝えさせていただきます※個人が特定されないようにしています	

6. 陽性報告を受けた後の初動が重要であり、迅速な情報共有を必要とすることから以下のフローチャートに沿って意思決定を行う。

【手順】

事業所において感染者が発生した場合 職員→所長→四役（理事長・副理事長・専務）へ連絡。熊野市福祉事務所と協議し休所を決定→まちこみメールを作成し、当該事業所の休所を連絡、直ちに保護者にお迎えを要請する。

休所以外の対応の場合は、熊野市福祉事務所と協議し、対応を決定する。

まちこみメールの内容は

①いつ ②どの事業所において ③何名の感染者を確認 ④臨時休所等となった場合お迎えを要請 ⑤明日より何日間の休業かをお知らせ ⑥感染対策への協力 ⑦人権的な配慮 等

休所の判断について

当日含む3日間さかのぼり、当該児童の登所があった場合は、熊野市福祉事務所と協議の上、臨時休所とする。ただし、登所していない場合や接触のない場合には、開所とする。

連絡体制の整備

電話連絡においては、情報共有に時間を要することから、まちこみメールを第一連絡手段と定め、保護者に周知徹底。

3ヶ月に1回程度、まちこみメールの登録状況を確認し、未登録の世帯には登録を促す。緊急時の連絡は、まちこみメールにて行う旨を書面にて周知し、同意を得ておく。

連絡先一覧

施設名	電話	住所	備考
熊野市福祉事務所	0597-89-4111	熊野市井戸町 796	児童福祉係(内線 163)
熊野市消防本部	0597-89-0119 (119)	熊野市有馬町 1365-1	
紀南病院	05979-2-1333	御浜町阿田和 4750	
和田医院	0597-85-3668	熊野市井戸町 4986	協力医療機関
協立内科外科医院	0597-89-5035	熊野市井戸町 378	協力医療機関
紀南医師会応急診療所	0597-88-1001	熊野市井戸町 750-1	
友紀歯科医院	0597-89-4618	熊野市井戸町 735-2	協力医療機関

出典参考資料・P.1～6のイラスト及び図 厚生労働省 HP より

新型コロナウイルス感染症対応マニュアル
(学童保育事業)

令和4年8月29日発行

特定非営利活動法人あそぼらいつ

住所：三重県熊野市井戸町 220-3

電 話：0597-89-5607

F A X：0597-89-5627